

# 国・県の動向について

## 1. 国の動向

### (1) 総合的な犯罪抑止対策に関する取組

国においては、「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、関係推進本部及び関係行政機関の緊密な連携を確保するとともに、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進するため、刑法犯認知件数が急増した平成 15 年以降「犯罪対策閣僚会議」を随時開催しています。その中では、犯罪情勢をふまえつつ、犯罪防止に関する複数のプランや緊急対策を提示しています。

図表 1-1 犯罪対策閣僚会議における主なプラン・緊急対策

<b>○総合的な戦略</b>	
平成 15 年	犯罪に強い社会の実現のための行動計画（3つの視点と5つの重点課題の設定）
↓	
平成 20 年	犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008
↓	
平成 25 年	犯罪に強い社会の実現のための新たな行動計画の策定の基本方針について →基本方針を受けた「世界一安全な日本」創造戦略
<b>○再犯防止に関する取組</b>	
平成 24 年	再犯防止に向けた総合対策
↓	
平成 29 年	再犯防止推進計画 →犯罪対策閣僚会議内で再犯防災対策推進会議が開催：令和3年まで6回
↓	
令和元年	再犯防止推進計画加速化プラン
<b>○子供の安全に関する取組</b>	
平成 17 年	登下校時の児童の安全確保等に関する関係省庁連絡会議設置 犯罪から子供を守るための対策→以降平成22年まで随時改訂
↓	
平成 23 年	コミュニティサイトの利用に起因する犯罪から子供を守るための緊急対策
平成 30 年	登下校防犯プラン
-----	
平成 22 年	児童ポルノ排除総合対策 →平成25年に第2次対策 平成28年に第3次対策
平成 29 年	児童の性的搾取等に関する対策の基本計画
<b>○特殊詐欺に関する取組</b>	
令和元年	オレオレ詐欺等対策プラン

以下、主なプラン・対策の概要を示します（図表 1-1 の網掛け部分）

## ① 世界一安全な日本創造戦略

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の決定に向けた安全性の重要性や、サイバー犯罪等を踏まえた新たな治安上の脅威の出現等を踏まえて、2020年までの7年間を視野に入れて、犯罪を減少させ、国民の治安に対する信頼感を醸成することを目標として作成されました。

その施策は、大きく6つの対策から構成されており、従来からの防犯ボランティア活動や防犯カメラ等の整備促進に加えてサイバー犯罪への対応や再犯防災対策の推進、組織犯罪への対応などが盛り込まれました。

図表 1-2 世界一安全な日本創造戦略の目標と施策



出典)「世界一安全な日本創造戦略」概要版

## ② 再犯防止推進計画・再犯防止推進計画加速化プラン

再犯防止推進計画は、刑事司法関係機関だけの取組だけでは限界がある中、平成28年12月の再犯防止推進法の制定を受け、平成30年度からの5年間を計画期間として、再犯防止に関する国の施策を盛り込んだ初めての計画として策定されました。

計画では国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保するなどの5つの基本方針と、就労・住居の確保や学校等との連携などの7つの重点分野を掲げており、令和3年までに2年以内再入率を16%以下とする等の政府目標を掲げています。

再犯防止推進計画加速化プランは、特に「満期釈放者対策の充実強化」「地方公共団体との連携強化の推進」「民間協力者の活動の促進」の3つの課題を重点的に取り組むべき内容としてその取組を加速化させることを目的として策定されており、それぞれについて、「令和4年までに満期釈放者の2年以内再入者数の2割以上減少」「令和3年度末までに100以上の地方公共団体で地方計画が策定」などの成果目標も掲げています。

図表 1-3 再犯防止推進計画の5つの基本方針と7つの重点分野

5つの基本方針	
① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進	
② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施	
③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施	
④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施	
⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成	
7つの重点分野と主な施策	
① 就労・住居の確保	② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実</li> <li>・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実</li> <li>・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化</li> <li>・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援</li> <li>・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等</li> </ul>
③ 学校等と連携した修学支援	④ 特性に応じた効果的な指導
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実</li> <li>・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アセスメント機能の強化</li> <li>・ 特性に応じた効果的指導の充実</li> <li>・ 効果検証・調査研究の実施 等</li> </ul>
⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進	⑥ 地方公共団体との連携強化
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更生保護サポートセンターの設置の推進</li> <li>・ 更生保護事業の在り方の見直し 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域のネットワークにおける取組の支援</li> <li>・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等</li> </ul>
	⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

出典)「再犯防止推進計画」概要版

### ③ 登下校防犯プラン

平成 30 年 5 月の新潟市において登下校中の児童が殺害される事件をふまえて、改めて登下校時における子供の被害対策を進めることの必要性から策定されたもので、地域における連携の強化や通学路の合同点検の徹底など 5 つの取組の柱が掲げられています。

図表 1-4 登下校防犯プランにおける5つの取組



出典)「登下校防犯プラン」概要版

## ④ オレオレ詐欺等対策プラン

「オレオレ詐欺」をはじめとする特殊詐欺は、平成 15 年頃からその発生が目立つようになっていきました。平成 30 年の被害額は約 364 億円と依然として深刻な情勢が続いており、社会不安の一因となっていることから、特殊詐欺に対する総合的な対策を講じるために策定されました。

本プランでは「被害防止対策の推進」、「犯行ツール対策の推進」、「効果的な取締り等の推進」の 3 つの柱で関係機関の連携のもと、対策を進めることとしています。

図表 1-5 オレオレ詐欺等対策プランの取組概要

1 被害防止対策の推進		2 犯行ツール対策の推進	
<b>(1) 広報啓発活動の更なる推進（全府省庁）</b> ➢ 高い発信力を有する著名な方々*と連携し、各地方公共団体等のあらゆる公的機関はもとより、経済団体をはじめとする社会のあらゆる分野に係る各種団体、民間事業者等の幅広い協力も得ながら、多種多様な媒体を活用するなどして、 <b>国民が力を合わせて特殊詐欺の被害防止に取り組むよう広報啓発活動を展開</b> ※「ストップ・オレオレ詐欺47～家族の絆作戦～」プロジェクトチーム(SOS47)等 ➢ あらゆる機関・団体・事業者等のウェブサイト、SNS 等による注意喚起 ➢ 高齢者と接する機会の多い団体・事業者等による注意喚起 ➢ 子供や孫世代を対象とした職場や学校における広報啓発の推進		<b>(5) 宅配事業者と連携した被害の未然防止（警察庁）</b> <b>(6) 押取名簿を活用した注意喚起（警察庁）</b>	
<b>(2) 留守番電話機能の活用等の促進（警察庁、消費者庁）</b> ➢ 犯人からの電話を直接受けることを防止するため、高齢者宅の固定電話を常に留守番電話に設定することや、迷惑電話防止機能を有する機器の活用の有効性について、広報啓発を推進		<b>(1) 電話転送サービスを介した固定電話番号の悪用への対策（警察庁、総務省）</b> ➢ 電話転送サービスを介し固定電話番号が特殊詐欺に悪用されている現状を踏まえ、特殊詐欺に利用された <b>固定電話番号の利用停止をはじめとする実効性のある対策</b> を講じる。 <b>(2) 電話転送サービス事業者に対する指導監督の強化（警察庁、総務省）</b> <b>(3) 犯行に利用されるなどした携帯電話への対策（警察庁、総務省）</b>	
<b>(3) 金融機関と連携した被害の未然防止（警察庁、金融庁）</b> <b>(4) コンビニエンスストア等と連携した被害の未然防止（警察庁、金融庁、消費者庁、経済産業省）</b>		<b>3 効果的な取締り等の推進</b> <b>(1) 犯罪者グループ等に対する多角的・戦略的取締りの推進（警察庁）</b> <b>(2) 犯行拠点の摘発等による実行犯の検挙及び突き上げ捜査による中核被疑者の検挙の推進（警察庁）</b>	

出典)「オレオレ詐欺等対策プラン」概要版

## (2) その他の犯罪防止対策に関する取組

## ① サイバーセキュリティ対策

警察庁では、令和 2 年 10 月から令和 3 年 3 月にかけて「サイバーセキュリティ政策会議」を開催し、生活様式の変化等に伴うサイバー空間の脅威と今後の政策のあり方を検討しました。その報告書では、新たな基本理念として公共空間としての安全性確保を掲げ、犯行主体の特定や健全なサイバー空間の実現など 3 つの取組の方向性を提示しています。

図表 1-6 サイバーセキュリティ政策会議報告書における取組の方向性

<b>II-1 犯行主体の特定を通じた犯罪対策・安全保障</b> <b>1. 事後追跡可能性の向上</b> ➢ 犯罪インフラを提供する悪質事業者の摘発強化 ➢ 捜査の合理化・効率化 <b>2. アトリビューションの強化と戦略的な活用</b> ➢ アトリビューション体制の充実強化、新たな捜査手法の研究、関係省庁・機関との連携強化、情報発信への活用	<b>II-2 健全なサイバー空間の実現に向けた各主体による取組</b> <b>1. 事業者や個人における取組の促進</b> ➢ キャッシュレス決済サービスの不正振替事案を踏まえた対応 ➢ リスクベース・アプローチに基づく民間事業者の自主的な取組の促進 ➢ 基本的なりテラシーの普及 ➢ 専門家によるボランティア活動の支援 <b>2. 公的機関としての関与・支援</b> ➢ 情報発信の強化 ➢ 子供や高齢者への安全教育拡充 ➢ 地方の中小企業に対する支援 ➢ 産学官における情報共有促進	<b>II-3 安全性確保に向けた取組の実効性を担保する基盤・観点</b> <b>1. サイバー空間を構成するプラットフォームの信頼性確保</b> ➢ SMS機能付きデータSIM契約時の本人確認の徹底 <b>2. 見落としがちな要素・観点への対応</b> ➢ 通信インフラ等のセキュリティ強化 ➢ サプライチェーンリスクへの対応 <b>3. ソーシャルエンジニアリングに対応するための技術的措置</b> ➢ フィッシングサイトに誘導するSMSの遮断
--	--	---

出典)「サイバーセキュリティ政策会議」概要版

## ② 防犯まちづくりに関する取組

警察庁と国交省は主にハード面から見た機会犯罪の抑止に受けたガイドラインとして、「安全・安心まちづくり推進要綱」（最新改正版は令和2年）を提示しています。

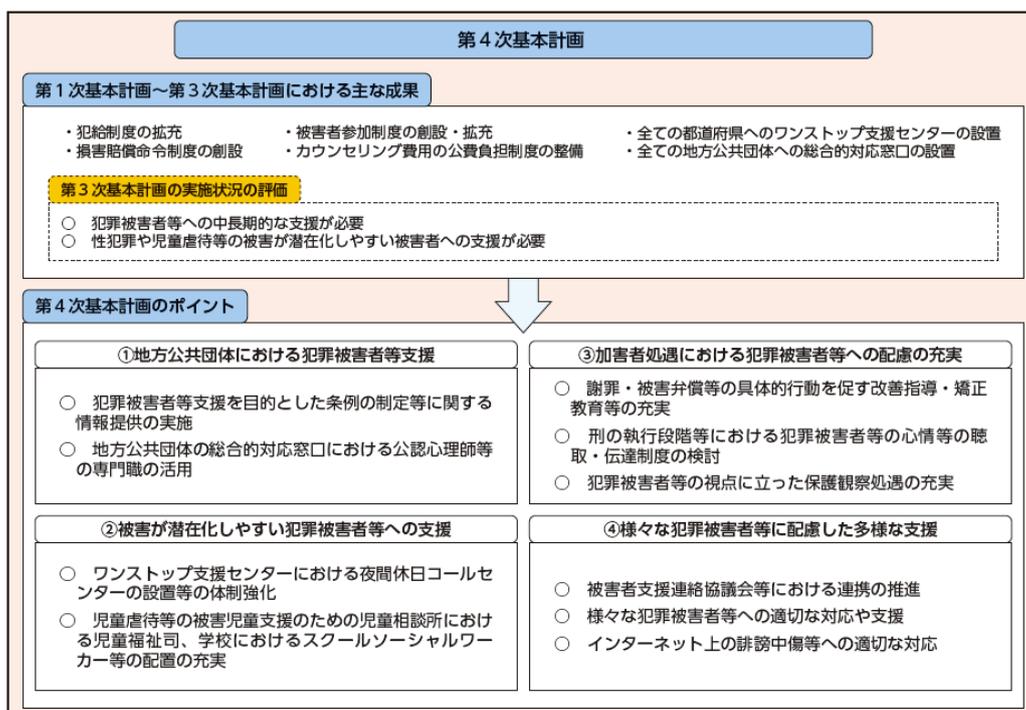
「安全・安心まちづくり推進要綱」は、「安全・安心まちづくり」の意義を示すほか、道路・公園・駐車場・駐輪場等を対象とした取組や共同住宅を対象とした取組について、その基本的な考え方を示しています。合わせて、道路、公園等の公共施設の整備・管理について、具体的な照度や見通しの確保のための取組、接近制御のための取組などの考え方を示した「道路、公園、駐車場、駐輪場等の整備・管理に係る防犯上の留意事項」や、共同住宅の各部位ごとの防犯上の留意点を取りまとめた「共同住宅に係る防犯上の留意事項」が別添されています。また、国土交通省では、登下校中の子どもを対象とした犯罪被害や、少子高齢化等による子どもの見守り体制の変化といった近年の社会情勢に対応した防犯まちづくりを推進するため、防犯まちづくりのトレンドを踏まえた「防犯まちづくり資料集（令和2年9月）」を策定しています。

## ③ 犯罪被害者対策

犯罪被害者対策については、経済的支援の不足や医療福祉サービスの不足、二次被害の発生等の課題をうけ、平成16年に犯罪被害者等基本法が成立しました。同法では、「犯罪被害者等施策推進会議」が設置して「犯罪被害者基本計画」を定めることなどが定められており、現在は令和3年4月からの5年間を計画期間とする「第4次犯罪被害者等基本計画」が策定されました。

第4次基本計画ではそれまでの基本計画における取組成果をふまえ、地方公共団体における犯罪被害者等支援、性犯罪・性暴力や児童虐待等の被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援、加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実、様々な犯罪被害者等に配慮した多様な支援等が今後の課題として整理されました。

図表 1-7 第4次基本計画のポイント



出典) 警察庁「令和3年版犯罪被害者白書」

## 2. 愛知県の動向

### (1) 総合的な防犯対策の推進

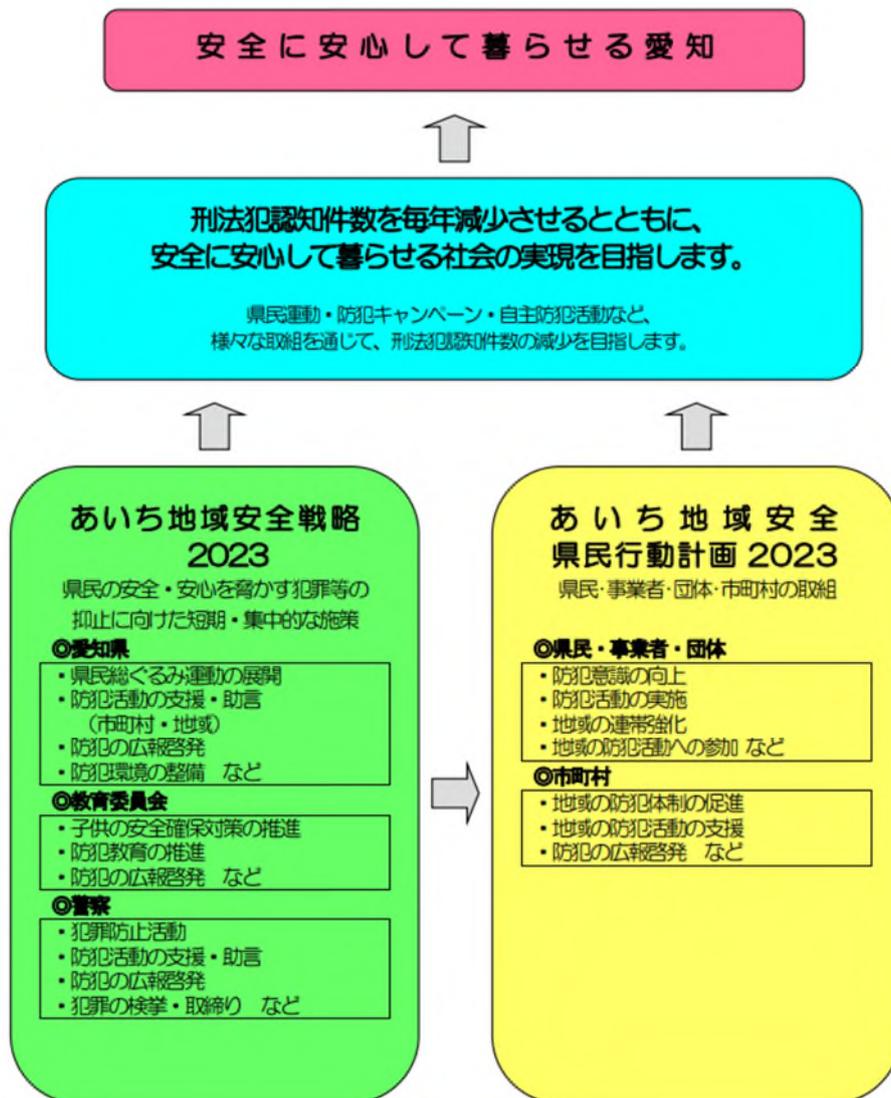
#### ① 取組の全体像

愛知県では、平成 16 年に「愛知県安全なまちづくり条例」を制定し、平成 18 年以降 3 年ごとの「地域安全戦略」を策定し、犯罪のない安全なまちづくりのための取組を推進しています。

また、平成 16 年には県や事業者などで構成する「愛知県安全なまちづくり推進協議会」が設立され、平成 18 年以降「地域安全戦略」に呼応する形で、県民、事業者、団体、市町村がそれぞれの立場で取組むべき事項を示す「地域安全県民行動計画」を取りまとめています。

最新の地域安全戦略は、令和 3 年 3 月に策定された「あいち地域安全戦略 2023」であり、同戦略においても、これに呼応して策定される次期県民行動計画と連携して、「県民総ぐるみ運動」への展開することとしています。

図表 2-1 戦略策定の展開イメージと役割分担



出典) 愛知県安全なまちづくり推進協議会「あいち地域安全県民行動計画 2023」(2021 年 6 月)

## ② あいち地域安全戦略 2023

あいち地域安全戦略 2023 では、以下の戦略目標を掲げ、特に重点的に取り組むべき 3 つの基本戦略、28 の施策、108 の主要事業を設定しています。

図表 2-2 あいち地域安全戦略の施策体系

目 標：刑法犯認知件数を毎年減少させるとともに、安全に安心して暮らせる社会の実現を目指します。	
3つの基本戦略	重点的に取り組む28の施策
I 防犯意識の醸成と地域防犯力の向上	1 県民総ぐるみ運動を展開します。 2 県民への情報提供を推進し、具体的活動を促進します。 3 自主防犯団体の設立促進と活発化を支援します。 4 市町村の推進体制の充実と施策の促進を図ります。 5 事業者、団体の安全なまちづくりへの参画を促進します。 6 若者世代の防犯意識、規範意識の醸成を図ります。
II 犯罪の起きにくい社会づくり	7 規範意識向上のための啓発と教育の充実を図ります。 8 再犯防止の対策を推進します。 9 防犯性の高い住まい・まちづくりの推進に努めます。 10 防犯カメラの設置を促進します。 11 治安悪化要因への対策を推進します。 12 歓楽街における環境の浄化を図ります。 13 外国人も安心して暮らせるための支援と不法滞在外国人を減少させるための対策を推進します。
III 県民の安全・安心を脅かす犯罪への対策の推進	<個別の犯罪に対する広報啓発活動、検挙活動・街頭活動の重点実施> 14 県民への情報提供活動を推進するとともに、検挙活動・街頭活動を重点的に実施します。 <県民に多大な不安を与える犯罪への対策> 15 特殊詐欺の対策を推進します。 16 住宅対象侵入盗を始めとする侵入盗の対策を推進します。 17 自動車盗を始めとする自動車関連窃盗の対策を推進します。 18 認知件数が多い犯罪の対策を推進します。 19 薬物乱用防止の対策を推進します。 20 暴力団対策を推進します。 21 サイバー空間の安全と安心を確保するための対策を推進します。 <子供の安全対策の推進> 22 学校内及び通学路等における児童・生徒の安全確保対策を推進します。 23 インターネット上の犯罪から子供を守る取組を推進します。 24 児童虐待防止の対策を推進します。 <女性・高齢者に対する犯罪対策及び障害者に対する相談体制づくりの推進> 25 女性・高齢者に対する犯罪対策及び障害者に対する相談体制づくりを推進します。 26 ストーカーやDVの対策を推進します。 <犯罪被害者等への支援> 27 犯罪被害者等を支援します。 28 性犯罪・性暴力の対策を強化します

出典) 愛知県「あいち地域安全戦略 2023」

## (2) 犯罪被害者支援

愛知県では、犯罪被害者等への支援を総合的かつ計画的に進めていくため、令和4年3月に「愛知県犯罪被害者等支援条例」を公布しています。同条例では、犯罪被害者等支援の目的や基本理念、県、県民、事業者、民間支援団体の責務とともに、支援の指針、総合的な支援体制の整備や県が行う施策などの犯罪被害者等支援の基本的な事項を規定しています。

図表 2-3 愛知県犯罪被害者等支援条例に基づき県が取り組む基本的施策

犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する指針を定める。

国、市町村、民間支援団体その他の関係者と連携し、及び相互に協力して、総合的な犯罪被害者等支援の体制を整備するよう努める。

相談、情報の提供等、心身に受けた影響からの回復、安全の確保、経済的負担の軽減などに必要な施策を講ずるものとする。

犯罪被害者等支援に従事する者に対し、犯罪被害者等に係る個人情報適切に管理するよう求めるものとする。

出典) 愛知県「愛知県犯罪被害者等支援条例について」ウェブサイト